

中期経営計画

(平成26年度～平成30年度)

平成26年1月

公益財団法人 滋賀県緑化推進会

目 次

I. 中期経営計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画期間	1
II. 経営理念	1
III. 経営戦略	2
1. 現状と課題	2
(1) 経営基盤	2
(2) 事業展開	3
2. 経営戦略方針	3
3. 経営戦略目標	4
4. 経営戦略の概念図	5
IV. 重点的な取組み	6
1. 森林・緑づくりの普及・啓発	6
2. 森づくりの支援	7
3. 身近な緑づくりの支援	8
4. 森林・環境活動の支援	9
5. 国際緑化活動の推進	10
6. 情報公開の一層の推進および効果的な公益財団活動の研究	10
V. 推進体制	10
1. 自主財源の確保	10
2. 進行管理と点検評価	10
3. 実施状況の公表	10
○ 附属資料	
1. (公財) 滋賀県緑化推進会の概要 (役員等の名簿含む)	
2. 組織および職員調	
3. 組織、職員および基本財産調書	
4. 募金目標額と実績 (H 15～24年度)	
5. 滋賀県の募金額の推移	
6. 都道府県別人口1人当たりの緑の募金額 (H 20～24年度)	
7. 近畿各府県の募金目標額と決算額 (H 20～H 24)	
8. 平成24年度「緑の募金」地区別実績表	
9. 平成20年度策定「中期経営計画」の進捗状況	
10. 緑の募金と事業の仕組み (改正)	

I. 中期経営計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

公益財団法人滋賀県緑化推進会（以下「当会」という。）は戦後の荒廃から国民にうるおいのある生活を取り戻すその一つを植樹によって実現しようと昭和25年に国において「国土緑化推進委員会」が結成されたのを受けて、当会の前身である県緑化推進委員会として設立された。

全国では本県を含めて24県に緑化推進委員会が設立され、近畿では滋賀県と奈良県の2県だけで、設立から63年間という長い間滋賀県における緑化事業の推進と緑化推進思想の高揚を図るとともに、「緑の募金」を推進することにより、県土の保全、水資源の確保ならびに県民の生活環境の整備および改善に大きな役割を果たしてきた。

今日に至るまでに、昭和52年には緑化団体として全国で最初の公益法人（財団法人）に認定され、平成20年12月に施行された公益法人制度改革三法を踏まえ、県緑化推進会は公益事業の推進につとめてきた。そして、平成24年4月に公益目的事業を行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する法人、公益財団法人として認定を受け、適切な事業内容と組織体制による団体運営を行っている。

さらに、一昨年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に向けて（公社）国土緑化推進機構と全都道府県緑化推進委員会が協力して被災地域の防災林の整備や生活地域周辺の緑化への支援として「緑の募金」を活用した「東日本大震災復興事業」を実施している。

今回、平成20年度に外郭団体の効率的、効果的な経営の促進という「新外郭団体見直し計画」（平成18年3月）に基づき、今後の金利動向等を踏まえて策定した現「中期経営計画」（平成21年度～平成25年度）が今年度で満了を迎えることになる。

このことから、この5年間の計画の実績および「外郭団体および公の施設見直し経営計画」（平成21年12月）における経営改善の具体的な取組内容等を踏まえて、当会は今後も緑の募金による財源をもとに、自主・自立的経営を県民・企業・団体等の理解と協力を得ながら、緑の募金の一層の普及・啓発と安定した収入による緑化事業の充実を図り、「次世代に引き継ぐ豊かな滋賀の森林・緑づくり」に向けて、中期的な経営のあり方を示し、戦略的な目標に基づいて、重点的な取組みを掲げる中期経営計画を策定する。

2. 計画期間

平成26年度から平成30年度までとする。

II. 経営理念

○次世代に引き継ぐ豊かな滋賀の森林・緑づくり

Ⅲ. 経営戦略

1. 現状と課題

(1) 経営基盤

①緑の募金

当会では、昭和30年から「緑の羽根募金」(現、緑の募金)としてスタートしてから、年々募金額は増加し、平成7年に本県で開催された第19回全国育樹祭をきっかけに、平成8年度から本県の「緑の募金」目標額を8千万円、平成17年度からは目標額を6千万円として、家庭募金、企業募金を中心に取り組み、4千5百万円から5千6百万円の実績を挙げてきた(附属資料参照)。募金総額は近畿6府県の中で兵庫県に次いで2番目であり、人口一人当たりでは全国的に常にトップ10前後(H24:第12位)に位置している。街頭募金、企業募金、学校募金、家庭募金、職場募金等の中で特に、県民の多くが環境への関心も高いこともあって募金総額の約8割が家庭募で占められている。

しかしながら、募金実績額は平成21年度以降は漸減傾向にあり、平成24年度においては4千5百万円を割り込んでいる。その原因の一つが、家庭募金における大津市等都市部での募金額の低迷である。

こうした現状を踏まえて、募金の中心となる家庭募金を、さらに増額充実させていくには難しい側面があるが、低迷傾向にある大津市等都市部での多様な募金啓発活動に努めていく必要がある。

また、企業への「緑の募金」については毎年秋期に実施しているダイレクトメールによる取り組みだけでなく、直接的な働きかけを強めていくことも必要である。

併せて、平成16年から始まった市町村合併以降、各市町の募金に対する取り組みが弱くなっていることから、各市町における広報啓発の充実・強化を図る必要がある。

②助成金

毎年、国土緑化推進機構から助成金が交付されているが、引き続き、当会事業と国土緑化推進事業との調整を行い、財源的にみて、より有効かつ効率的な事業実施に努めていくものとする。

③会費

環境ビジネス messeへの参加をはじめ、環境緑化への関心度の高い企業・事業所等へ積極的に働きかけ、現在7団体の賛助会員の拡大に努めていくものとする。

④基本財産の運用

これまで、国債、公債を中心に、銀行定期預金を加え、安全性・確

実性を主としつつ、配当性を従とした運用を図ってきており、引き続き、継続していくものとする。

(2) 事業展開

昭和25年設立以降、生活環境緑化や森林整備等を63年間にわたって、県行政と役割分担をしながら実施してきたところである。

ちなみに、平成20年度から平成24年度までの5年間に、身近な緑づくりとして実施している生活環境緑化樹配布については、県内3,000の自治会中、毎年5分の1、延べ2,997の自治会等へ75,000本におよぶ苗木を配布してきた。

事業実施にあたっての基本姿勢は、①県民の身近なところへのきめ細かい支援、②県行政の補完的な事業の実施、③県行政と相乗効果を高める事業の実施、④県イベント等への協賛的な参加・事業実施等として、自治会等を中心に積極的な事業展開を行っている。

しかし、当会事業は地元自治会等の自主的な活動を支援する事業であり、「緑の募金」と支援事業の仕組みに対する理解が十分であるとはいえないケースもあり、また、事業実施後の地元自治会等による継続的な管理体制が整っていないケースも見られる。

このことから、本会のホームページ等の電子媒体の充実等を図り、積極的な情報公開に努めていくとともに、事業実施箇所の管理のあり方について検討していく必要がある。

2. 経営戦略方針

経営基盤および事業展開の現状と課題を踏まえ、経営理念を実現するために、次の3つの経営戦略方針を定める。

【方針1】

自主・自立性のある経営の維持・継続

「県からの財政支援を得ない」という自主・自立性のある経営の維持・継続を図るものとする。

【方針2】

県民等の意向を尊重しつつ、県行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施および個別事業のメニュー見直し

県行政とのバランスのとれた事業展開と世論の動向を踏まえた効果的な事業メニューへの転換を図るものとする。

【方針3】

公益財団法人として透明性の高い経営の推進

公益を図る団体として存在意義が広く認められ、多くの人々の役に立ち、必要とされる団体を目指し、事業内容、財務諸表

等の情報をホームページ上や広報誌に積極的に公開する。

3. 経営戦略目標

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成20年12月）に基づき、3つの経営戦略方針を実現するために、次の6点を経営戦略目標として定めて、緑化事業を展開することとする。

（1）県民等の緑化意識の高揚と募金額の目標達成

「緑の募金」の趣旨を啓発するとともに、生活環境における森林・緑づくりの大切さを広く普及・啓発し、県民、企業、団体等の緑化意識を高め、また、国と協力して被災地域の防災林整備等を図る東日本大震災復興事業に活用するため、募金の目標額6千万円の達成に努める。

（2）地域住民、里山保全等団体の森林づくり活動への支援

地域住民等による森林づくりの取り組みを支援するとともに、里山保全等の取り組みを進める団体の活動を支援する。

（3）身近な緑づくりの支援

地域住民等で行われる学校、公園等の公共施設を中心とした植樹活動など身近な緑づくりを支援する。

（4）緑の少年団等の育成強化

緑の少年団等の育成を図り、次代を担う青少年の森林や緑づくり、環境活動等に対する理解と関心を高め、実践力の養成・強化に努める。

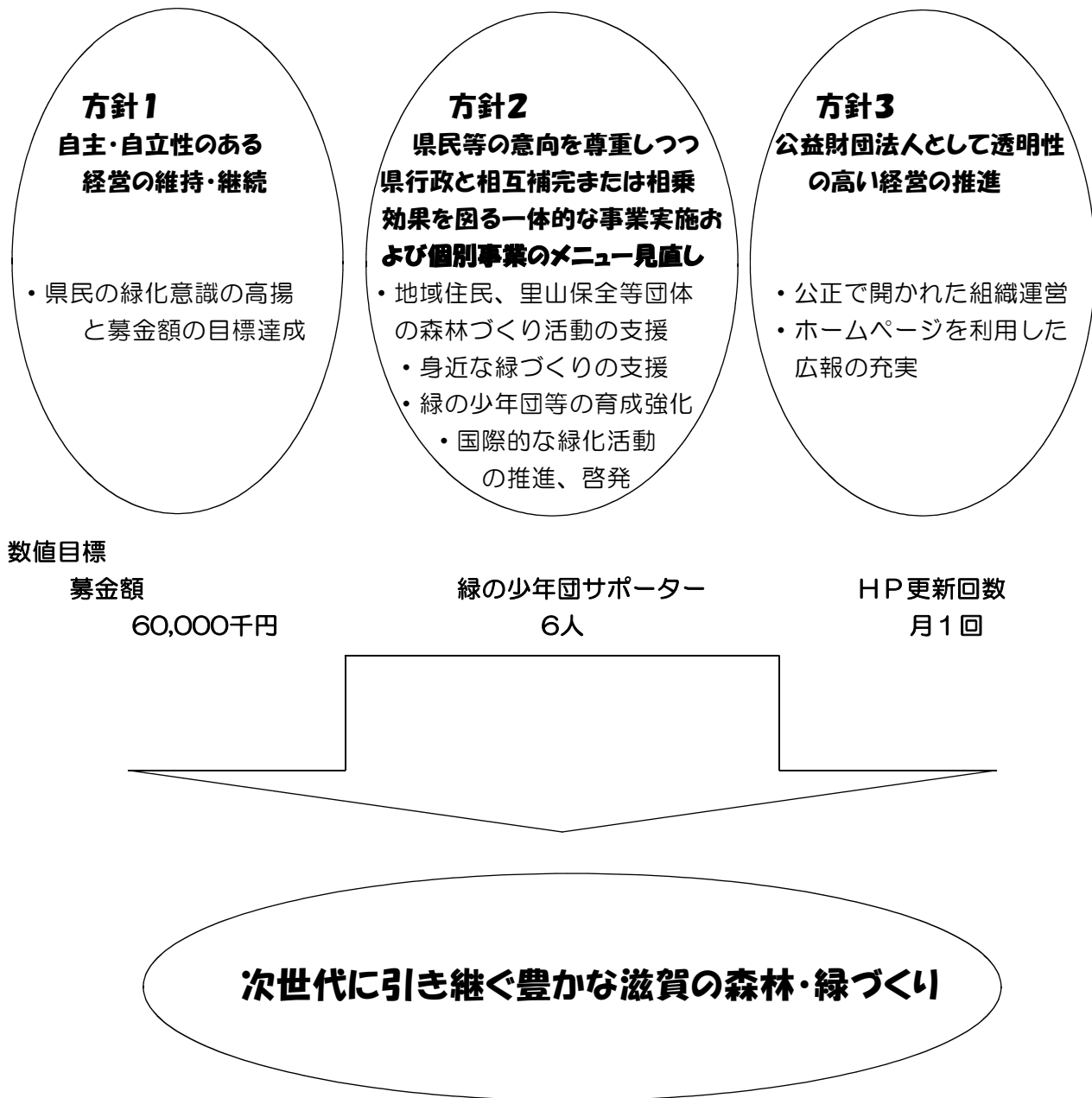
（5）国際的な緑化活動の推進・啓発

森林・緑づくりは、地球的視野に立った取り組みが必要であることから、国際的な緑化活動の推進と啓発に努める。

（6）公正で開かれた組織運営

公益目的事業を行う公益財団法人として、適切な事業内容により組織運営を行うとともに、ホームページ等を利用した情報公開努める。

4. 経営戦略の概念図



IV. 重点的な取組み

1. 森林・緑づくりの普及・啓発

「緑の募金」の趣旨を啓発するとともに、健全な生活環境を守っていく上での森林・緑の重要性や地球温暖化防止、東日本大震災の被災地域の森林整備への支援等につながる森林・緑づくりの必要性を普及・啓発する。

(1) 緑の募金

森づくりおよび緑化の推進を図るため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、滋賀県および県内市町ならびに関係団体との連携のもとに、「緑の募金」運動を展開する。

・募金目標額	60,000千円
・募金期間	春期 各年 4月 1日から 5月31日まで 秋期 各年 9月 1日から 10月31日まで
・募金強調月間	春期 各年 4月15日から 5月14日まで 秋期 各年 10月 1日から 同月31日まで

募金啓発手法

①主要なJR駅頭、②大型小売店舗等での街頭啓発をはじめ、③公共施設等へのポスターの掲出、④市町広報、⑤新聞への広告掲載、⑥啓発広報誌の発行、⑦公共施設、事業所等への常設的な募金箱設置などのほか、⑧テレビ等での啓発放送などにより積極的かつ効果的な啓発活動に努める。

啓発に当たっては、効果的な啓発資材（募金グッズ）を配布し、広く県民に募金を呼びかけ、協力を求める。また、企業・団体等から一定額以上の寄附があった場合の表彰制度（感謝状楯）を設けるものとする。

(2) 「新緑のつどい」の開催

募金強調月間（4月15日～5月14日）前後において、「新緑のつどい」を各市町緑化推進委員会により開催し、県民協働による森づくりや緑化の推進に関する県民意識の高揚を図る。

(3) 「森づくり交流会」への参画

びわ湖水源のもりづくり月間（10月）期間中に県で開催される「森づくり交流会」に参画し、県民協働による森づくりと緑化の推進に関する県民意識の高揚を図る。

(4) 緑化啓発コンクールの実施

緑化啓発のための写真コンクールおよび「緑の募金・緑化推進」をテーマとする標語コンクールを実施するとともに、緑化運動ポスター原画コンクール、学校緑化コンクール、育樹活動コンクール等への参加を促し、森づくりや緑化に関する県民の関心を高め、その重要性の普及・啓発に努める。

(5) 緑化相談の実施

当会または県主催の催し等の場に「緑化相談所」を開設し、または市町等の各種イベント等に「緑化相談員」を派遣し、緑化に関する相談に応じ、身近な緑づくりについての普及・啓発を図る。

(6) 募金活動等の総合的推進

各市町緑化推進委員会が行う募金活動およびこれに基づく森づくりや緑化の推進に関する事業に係る運営費、事務費等に対して助成し、募金活動、森づくりや緑化の推進に関する事業の総合的な推進を図る。

(7) 啓発活動の総合的推進

募金啓発活動が円滑かつ効果的に推進できるよう、総合的に企画運営するとともに、各地域の実情に即した森づくりや緑化が推進されるよう努める。

当会の事業および緑の募金の実績とその使途等について、広報誌の発行、ホームページへの掲載などにより広く緑化推進に関する普及・啓発に努める。

国土緑化推進機構および近畿地区緑化推進協議会との連携による募金啓発活動を進め、幅広い啓発に努める。

その他できるだけ機会を捉えて、各種の報道媒体に「緑の募金」や森づくりや緑化の推進に関する資料等を情報提供し、当会の事業および緑化の重要性について、わかりやすい啓発に努める。

2. 森づくりの支援

県土の2分の1を占める森林は、木材の供給のみならず、水源の涵養^{かん}、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止等様々な機能を有している。

この森林を地域住民や森林ボランティア等が次世代に引き継ぐために整備、保全、活用する取り組みを支援し、県民協働による森づくりを推進する。

なお、支援を受けた団体等にあっては、「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組むものとする。

(1) ふれあいの森づくりの支援

地域住民の語らいや休養の場となる森林、結婚・出産等人生の節目となる出来事を記念して植樹する森（記念の森）、ドングリの実のなる木の植樹など生き物の棲みやすい環境をつくる森（生き物を育む森）、地域の児童、生徒などの自然観察、野外学習等の場となる森（森遊^{しんゆう}の森）など、様々な形で地域住民等がふれあう森づくりに取り組む活動を支援する。

(2) 学校林づくりの支援

学校教育の一環として、県で実施されている体験型森林環境学習「やまのこ」事業を活かして実施される学校林の植林や手入れ等の活動を支援し、

次代を担う子供たちの森林・林業への関心と理解を深めるものとする。

(3) 協働の森づくりの支援

県民が協働・連携して行う森づくり活動を支援し、森林づくりの推進を図る。

①上下流連携による協働の森づくりの支援

上流域である森林所有者等の団体と下流域の住民団体等が連携して行う水源域の森づくり活動を支援する。

②公募による協働の森づくりの支援

森林ボランティア団体等が広く県民等に呼びかけ、公募によりその参加を求めて行う森づくり活動を支援し、協働の森づくりを進める。

③都市地域住民による森づくりの支援

都市地域住民の森林・林業への理解を深め、都市地域住民による協働の森づくりを推進する。

また、森林ボランティア活動の普及・啓発を図るための森林ボランティアの集いの開催を支援する。

3. 身近な緑づくりの支援

地域住民等の協働により行われる身の回りの生活環境の緑づくりの活動が県土緑化のための大きな活動につながることから、学校、公園等の公共施設を中心とする身近な緑づくりの活動を支援し、まちの緑づくりを推進する。

(1) 生活環境の緑づくりの支援

学校等の公共施設および公園等の公共用地等の身近な生活環境において地域住民の参加により計画的に行われる植樹活動に利用される緑化苗木を提供し、生活環境の緑づくりを支援する。

(2) 緑のまちづくりの支援

幼稚園、小・中学校および公園等の公共施設等において記念行事等として関係者の積極的参加により行われる植樹活動であって緑化啓発効果が著しく期待できるものに対して、これに利用される緑化苗木を提供し、緑のまちづくりを支援する。

(3) 桜の並木・森の造成

県土の緑化に理解の深い企業から桜の苗木の寄贈を受けて、公共施設や琵琶湖岸等への植栽を進め、国の花「桜」に親しみ、安らぎと潤いの感じられる集いの場を広げる。

(4) 学校、公共施設等の緑化

県土の緑化に理解の深い企業から寄贈を受けた緑化苗木を学校等の公共施設や福祉施設等に配布し、安らぎと潤いのある環境づくりに役立てる。

(5) 淡海の巨木・名木次世代継承事業

県内の巨木・名木に焦点を当て、人々の心の支えやまちの顔あるいは地域の誇りとなっている樹木に必要な手当をすることにより、生き生きとした樹木として次世代へ継承していく。

4. 森林・環境活動の支援

森づくり活動を通じて環境学習や自然保護等に取り組む森林・環境活動の活性化を図り、緑化意識を高めるとともに、自主的・積極的にそのような活動に取り組む団体の活動を支援し、森林・緑づくりの啓発と推進を図る。

なお、支援を受けた団体等にあっては、「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組むものとする。

(1) 緑の少年団等の育成と活動強化

森林・緑づくりや環境保全の取り組みは少年・幼年時代からの森林・環境活動により培われることから、「緑の少年団」および「緑の幼年団」について、その新規結成と育成および活動の活性化を図るため、指導者（緑の少年団サポーター）の育成に努める。併せて、交流会等の開催、各種大会への参加を支援する。

(2) 森林・緑化活動団体の活動への支援

県民に対する森づくり・緑化推進に関する研修・啓発等による地域に根ざした人材を育成し、併せて「緑の募金」を圏域的に推進する森林・緑化活動団体の活動を支援し、森づくり・県土の緑化の推進を図る。また、里山等の積極的な保全活動を通じて地域の緑づくりや環境保全に継続的に取り組んでいるボランティア団体の活動を支援し、森づくり・県土緑化の推進を図る。

(3) 事業所環境等の緑化推進に関する研修の実施

事業所およびその周辺や身近なまちの緑化の推進は地域環境に大きな影響を与えるものであることから、こうした緑化事業の効果的な実施を図るため、緑化関係者等を対象に緑化に関する知識・技術についての研修会を開催し、実践力の向上を図る。

5. 国際緑化活動の推進

緑化に係る国際交流を進め、地球温暖化防止等を目指す緑化推進に努める。

(1) 緑の国際交流会の開催

本県で学ぶ海外技術研修員等と本県の森林・林業関係者、森林ボランティア等との森林・緑づくりに関する交流会を開催し、親善交流を図るとともに、緑化についての国際啓発に努める。

(2) 国際緑化協力団体への支援

県内の国際緑化協力団体が行う海外での緑化活動に対して苗木等の提供を行い、国際緑化活動を支援する。

6. 情報公開の一層の推進および効果的な公益財団活動の研究

当会の業務運営の透明化および適正化を図るために、ホームページの充実とともに様々な広報媒体を積極的に活用し、情報公開の一層の推進に努める。

また、公益財団法人として理事会、評議員会、運営協議会の機能的な運営を図るとともに、当会事務局と県内5森林整備事務所（支所）の緑化地区担当および19市町の緑化推進委員会との連絡調整、意思疎通を円滑にするため、電子媒体等の有効活用による情報提供、意見、提案の場を設ける。

さらに、他府県の緑化推進会等の活動も参考にしながら、効果的な財団活動を研究していく。

V. 推進体制

1. 自主財源の確保

積極的かつ効果的な啓発活動による募金目標額の達成と基本財産の安全・確実な運用を図る。

2. 進行管理と点検評価

(1) 当計画の推進を図るため、

「P D C A型行政運営システム（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－反映（Action））による進行管理に努める。

(2) 毎年度、運営協議会で数値目標（緑の募金額）の達成度および事業の進行状況を点検し、事業の効果等について評価する。

3. 実施状況の公表

森林・緑づくりの普及・啓発や森林整備、緑化推進施策の実施状況は当会の広報誌“湖国「緑の募金」”やホームページ等を活用して広く公表する。